

ぜひ  
お読み  
ください

しんぶん  
赤旗

# 尖閣諸島問題

●「しんぶん赤旗」  
9月20日付より

## 日本の領有は正当

### 問題解決の方向を考える

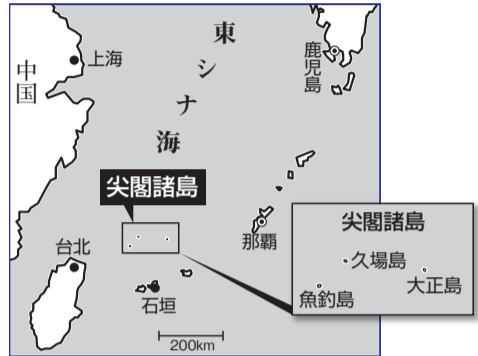
対話資料

沖縄の尖閣(せんかく)諸島周辺で今月、中国の漁船が海上保安庁の巡視船に衝突し、漁船の船長が逮捕されたことに対し、尖閣諸島の領有権を主張する中国側の抗議が続いています。日本共産党は、同諸島が日本に帰属するとの見解(尖閣列島問題にかんする日本共産党の見解)を1972年に発表しています。それをふまえ、問題解決の方向を考えます。

#### 歴史・国際法から明確

尖閣諸島(中国語名は釣魚島)は、古くからその存在について日本にも中国にも知られていました。1895年1月に日本領に編入され、今日にいたっています。

1884年に日本人の古賀辰四郎が、尖閣諸島をはじめ探検し、翌85年に日本政府に対して同島の貸与願いを申請していました。日本政府は、沖縄県などを通じてたびたび現地調査をおこなったうえで1895年1月14日の閣議決定によって日本領に編入しました。歴史的には、この措置が尖閣諸島にたいする最初の領有行為であり、それ以来、日本の実効支配がづづいています。



所有者のいない無主(むしゅ)の地にたいしては国際法上、最初に占有した「先占(せんせん)」にもとづく取得および実効支配が認められています。日本の領有にたいし、1970年代にいたる75年間、外国から異議がとなえられたことは一度もありません。

日本の領有は、「主権の継続的で平和的な発現」という「先占」の要件に十分に合致しており、国際法上も正当なものです。

#### 中国側の領有権主張は70年代から

中国、台湾が尖閣諸島の領有権を主張しはじめたのは1970年代に入ってからです。1969年に公刊された国連アジア極東経済委員会(ECAFE)の報告書で、尖閣諸島周辺の海底に石油・天然ガスが大量に存在する可能性が指摘されたことが背景にあります。台湾が70年に入つて尖閣諸島の領有権を主張しはじめ、中国政府も71年12月30日の外交部声明で領有権を主張するにいたりました。

たしかに、尖閣諸島は明代・清代などの中国の文献に記述が見られますが、それは、当時、中国から琉球に向かう航路の目標としてこれらの島が知られていたことを示しているだけであり、中国側の文献にも中国の住民が歴史的に尖閣諸島に居住したことを示す記録はありません。中国が領海法に尖閣諸島を中国領と書き込んだのは92年のことでした。それまでは、中国で発行された地図でも、尖閣諸島は中国側が「領海」とする区域の外に記載されていません。

#### 日本の主張の大義を国際的に明らかに再発防止の交渉を

日本共産党は72年、「尖閣列島問題にかんする日本共産党の見解」(同年3月31日付「赤旗」)、「日本共産党国際問題重要論文集9」掲載)を出し、日本の領有権は明確との立場を表明しました。これは、歴史的経過や国際法の研究にもとづき、これらの島とその周辺が日本の領土・領海であると結論したものです。その後明らかになった歴史資料に照らしても、当時のこの見解を訂正しなければならぬ問題は、あらわれていません。

領海は、国際法上、その国が排他的に主権を行使する領域です。尖閣諸島付近の日本の領海で、中国など外国漁船の違法な操業を海上保安庁が取り締まるのは、当然です。

同時に、紛争は領土をめぐるものを含め「平和的手段により国際の平和、安全、正義を危うくしないように解決しなければならない」のが、国連憲章や国連海洋法の大原則です。その精神に立つて日本外交には、第一に、日本の尖閣諸島の領有権には明確な国際法上の根拠があることを国際舞台で明らかにする積極的活動が必要で

第二に、今回のような事件の再発防止のため必要な交渉をおおいにすすめることが求められています。

中国側も、事実にもとづき、緊張を高めない冷静な言動や対応が必要でしょう。

購読 申込書	○印をおつけください ● 日刊 月2900円 ● 日曜版 月800円		 2010年9月 号外 発行●日本共産党中央委員会 〒151-8586 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-26-7 TEL 03-3403-6111 FAX 03-5474-8358
	お名前	住所 〒	

お申し込みは、お近くの党事務所または党員か、右記まで。ホームページからも申し込みます。